

鳴沢村地球温暖化防止実行計画

平成30年

鳴 沢 村

－ 目 次 －

1. 基本的事項	4
(1) 計画の目的	4
(2) 計画の期間	4
(3) 数値目標の基準年度	4
(4) 計画の対象とする温室効果ガス	4
(5) 計画の範囲	4
2. 温室効果ガスの削減目標	5
(1) 温室効果ガスの排出状況	5
(2) 温室効果ガスの排出削減目標	5
3. 地球温暖化防止に向けての取組	6
(1) 省エネルギーの推進	6
①電気使用量の削減	6
②燃料使用量の削減	6
③公用車燃料使用量の削減	6
(2) 省資源の推進	6
①水利用の合理化等の推進	6
②用紙類使用量の削減	6
③再生紙使用の推進	7
④廃棄物の減量とリサイクル	7
(3) グリーン購入の推進	7
(4) 新エネルギーの導入	7
(5) 代替フロン等の排出抑制	7
(6) 緑化の推進	7
4. 計画の推進・見直し等	8
(1) 計画の推進	8
(2) 計画の見直し	8

はじめに

私たちが暮らす地球は、太陽光のエネルギーを受けて温められている一方で、この温められた熱エネルギーを宇宙空間に放出しています。この双方の反復運動がバランスよく行われることにより、我々人類が住みやすい平均した温度を保っています。

ところが二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの濃度が上がると、温められた熱を宇宙空間に放出する運動が妨げられ、大気に蓄えられる熱が増加し地表の温度が必要以上に上がってしまいます。これが地球温暖化現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少。②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加。③生態系への影響や砂漠化の進行。④農業生産や水資源への影響。⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加。などが挙げられており、将来の世代に与える影響が極めて大きいことから、地球温暖化は「21世紀最大の環境問題」といわれています。

このような状況のなか、平成4年に地球環境問題を緊急課題とする地球サミットが開催されました。そこでの合意を踏まえ、今後の環境政策の理念と施策の枠組みを示した環境基本法が、平成5年11月に制定され同法に基づき平成6年11月に環境基本計画が閣議決定されました。そこでは、国・地方公共団体・事業者・国民・民間団体がそれぞれの立場に応じた、公平な役割分担の下で、自主的、積極的に環境保全活動を行うことによって、環境に負荷の少ない社会を構築することが謳われています。

平成10年10月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、都道府県及び市町村は、同法に基づき「地方公共団体の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画」を策定することが義務付けられました。

鳴沢村地球温暖化防止実行計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として策定するものです。

1. 基本的事項

(1) 計画の目的

この計画は、鳴沢村役場及び他の村の施設において行う、事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するとともに、村民、事業者の温室効果ガスの排出量の抑制に対する意識を高め、もって地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～平成34年度までの5年間とする。

(3) 数値目標の基準年度

本計画の数値目標の基準年度は、平成29年度とする。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）とする。

(5) 計画の範囲

本計画の対象とする範囲は、村が実施する事務・事業とし、対象となる施設は下記に示すとおりとする。

管理課名	管 理 施 設 等
総務課	本庁舎・消防施設（第一詰所・第一ポンプ小屋・第二詰所・第二ポンプ小屋）・公用車（8台）・消防車両（6台）・鳴沢生き生き広場
税務課	公用車（1台）
企画課	鳴沢いきやりの湯・一本木登山口周辺公衆用トイレ・公用車（1台）
住民課	鳴沢保育所・まなびや公園・鐘かけ公園・公用車（1台）
福祉保健課	保健センター・鳴沢村屋内ゲートボール場・公用車（3台）
振興課	山道ホール・水道施設・鳴沢村畑かん施設・公用車（3台）
教育委員会	鳴沢小学校（体育館・プール・給食室を含む）・鳴沢村総合センター・大田和公民館・鳴沢村屋内テニスコート場・鳴沢村武道館・鳴沢スポーツ広場・ジラゴンノ運動場・鳴沢村民体育館・富士北麓勤労青年センター・公用車（3台）

2. 温室効果ガスの削減目標

(1) 温室効果ガスの排出状況

村の実施する事務・事業・車輛等の燃料や電気の使用量を、二酸化炭素の排出量に換算し算出する。

【平成29年度：基準年】

燃料等	使用量	二酸化炭素排出量 (kg-co2)	割合 (%)
ガソリン	9,970 (L)	23,130	1.9
灯油	35,427 (L)	88,213	7.2
軽油	7,142 (L)	18,426	1.5
A重油	57,400 (L)	155,554	12.8
LPガス	6,241 (m ³)	18,723	1.5
電気	1,668,271 (Kwh)	915,880	75.1
合計	—	1,219,926	100.0

平成29年度排出量 1,219,926 kg-CO2

(2) 温室効果ガスの排出削減目標

平成34年度における温室効果ガスの総量削減目標値を、平成29年度（基準年度）に比べ6%削減する。

平成34年度排出量 1,146,730 kg-CO2

3. 地球温暖化防止に向けての取組

(1) 省エネルギーの推進

①電気使用量の削減

- ・OA機器や電気製品の更新時には、エネルギー効率の高い機種を選択する。
- ・始業前や昼休み時における不要な照明の消灯及びOA機器、電気ポット等家電製品の適切なスイッチ管理をし、使用しないときはコンセントを抜くようにする。また、残業時には当該職場以外の電灯はすべて消灯する。
- ・冷房時の室温が28度以上、暖房時の室温が20度以下となるよう、事務室等の温度設定及び冷暖房機器の運転を行う。
- ・冷暖房の効果を高めるため、ブラインドやカーテン、天井扇を利用し、事務室への日射の調整を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。

②燃料使用量の削減

- ・暖房時には、室内の密閉や天井扇など空調の効率向上を図る。
- ・暖房時の室温が20度以下となるよう温度設定及機器の運転を行う。
- ・暖房器具等の更新時には、熱効率のより高い機種を選択する。
- ・ウォームビズを推進する。

③公用車燃料使用量の削減

- ・公用車の更新時には、低公害車、低燃費車や必要最小限の大きさのものなどを導入する。
- ・停車中はアイドリングストップを実施する。
- ・経済速度での走行を励行し、急発進、急加速および空ふかしを行わない。
- ・近距離の公用車による移動は原則として行わない。
- ・相乗りや渋滞道路の回避など計画的運行を図る。
- ・必要以上の暖気運転は行わない。
- ・不要な荷物を常時積まない。

(2) 省資源の推進

①水利用の合理化等の推進

- ・トイレの流し水や手洗い、湯沸室において水を必要最小限に抑制する。
- ・水を使用する機器の更新に当たっては、節水型のものの導入に努める。
- ・芝生や植木などへの散水は、効率的、計画的に行う。

②用紙類使用量の削減

- ・文書作成に当たっては両面印刷を徹底する。
- ・ミスコピーの裏面利用を行うためのリサイクルボックスを設置する。

- ・手持ち資料および打合せ資料については、ミスコピー等の裏面を利用する。
- ・会議資料等のより一層の簡素化を推進する。
- ・使用済み封筒の再利用を図る。
- ・電子メディアを利用したペーパーレス化に努める。

③再生紙使用の推進

- ・再生紙の使用、印刷物の再生紙指定に努める。

④廃棄物の減量とリサイクル

- ・紙類の分別を徹底し資源化を図る。
- ・使い捨て製品の購入、利用を抑制する。
- ・詰め替え可能な製品等を積極的に使用する。
- ・過剰包装された製品の購入を極力控える。
- ・納入業者から出る梱包材は納入業者に引き取らせるよう努める。
- ・原則として、庁舎内での買い物の際には、袋を受け取らないよう努める。
- ・備品等の長期使用に努める。
- ・廃棄物の処理ルールに基づき、適正な処理を行う。

(3) グリーン購入の推進

- ・0A機器や電気製品の更新時には、エネルギー効率の高い機種を選択する。
- ・公用車の更新時には、低公害車、低燃費車や必要最小限の大きさのものなどを導入する
- ・再生紙の使用、印刷物の再生紙指定に努める。

(4) 新エネルギーの導入

- ・公共施設への太陽光発電の導入に努める。
- ・通風や採光など自然エネルギーの活用を努める。
- ・給湯施設等へのソーラー温水機の導入に努める。

(5) 代替フロン等の排出抑制

- ・冷暖房施設、消火施設の導入に当たっては、代替フロンを使用しない機器の導入に努める。

(6) 緑化の推進

- ・可能な限り緑地の確保に努める。
- ・環境に配慮した工事の設計および施工に努める。

4. 計画の推進・見直し等

(1) 計画の推進

本計画の取り組み内容について周知の徹底を図り、地球温暖化防止をはじめとした、環境保全に対する意識の向上を図る。

(2) 計画の見直し

事務・事業の取り組み状況等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行う。